

## 東北支社入札監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日	平成5年4月5日(水)～令和5年4月13日(木) ※回議にて実施				
委員	運上 茂樹(東北大学大学院 教授) 笹村 恵司(弁護士) 辻田 芳幸(東北学院大学 教授) 河野 達仁(東北大学大学院 教授) 齋藤 幹治(東北経済連合会 専務理事) 古川 直磨(公認会計士・税理士)				
審議対象期間	令和4年10月1日～平成5年3月31日				
苦情対象工事件数	総件数	1件	(備考)		
一般競争	0件				
条件付一般競争	0件				
(拡大型)指名競争	1件				
随意契約・基本契約 方式に基づく個別 契約	0件				
再苦情申立概要		申立日	件名	契約方式	内容等
	(1)	R5.3.13	再苦情申立て書	(拡大型)指名競争	苦情申立て回答書による無効取消要求に対し応じられない理由は、他の処分との整合性に欠けるため矛盾すること。 苦情に対し理由を示していないこと。 以上のことから、改めて取り消しを求める。
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問			回答	
	・競争参加資格停止等事務処理要領の措置基準における「契約違反」と請負工事成績評定要領における「15. その他契約違反」は同じものではないのか。			・請負工事成績評定要領における「15. その他契約違反」に該当する事象に起因して結果的に粗雑工事等を発生させ競争参加資格停止措置を講じたもので、その資格停止措置に対する減点であり、競争参加資格停止等事務処理要領の措置基準における「契約違反」とは異なります。	

	<p>・再苦情申立回答書『なお、東北支社による工事成績評定は「請負工事成績評定要領」に基づき実施しており、「競争参加資格停止等事務処理要領」上の「契約違反」を根拠にしたものではなく事実誤認があります。』の事実とは粗雑工事を指しているのか、それとも競争参加資格停止等措置基準を指しているのか。</p>	<p>・事実とは、競争参加資格停止等措置基準を指しています。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>再苦情申立てに対する回答内容について委員会による意見はありません。</p>	